

第3号様式(第5条)

鎌倉国宝館博物館資料特別利用申請書

ここに記載された氏名宛に許可書と納付書を送付します。

出版物への掲載や番組等で放映する場合は、1に○をつけてください。

(あて先) 鎌倉市教育委員会

○年 ○月 ○日

資料名、所蔵者を記載してください。
利用希望の資料が複数ある場合は別紙にまとめてください。

申請者

住所 所在地を記載
氏名 団体名および代表者名を記載
(団体にあっては名称及び代表者氏名)
電話 ()

次のとおり申請します。

博 物 館 資 料 名	【記入例】 薬師三尊及び十二神将立像 (鎌倉国宝館蔵)	① 掲載利用あり 2 掲載利用なし
利 用 目 的	該当する番号を○で囲んでください。利用目的が「4」に該当する場合は、具体的な内容を記載してください。 1 地方公共団体が行う教育、学術又は文化に係る事業の用に供する利用 2 博物館、美術館、図書館、研究所及び学校その他の教育機関(営利を目的として設置されているものを除く。)において展示公開、調査研究又は教育普及の用に供する利用 3 時事の報道の用に供する利用 ④ その他 【記入例】 ○○(著者名)著『■■■■■(書名)』(△△出版より●●年●●月発行予定)への掲載(予定価格◇◇円) 掲載利用をする資料の数(画像のカット数ではありません)を記載してください。 特別利用件数 件 掲載利用件数 1 件	
利 用 期 間	○年 ○月 ○日 ~ ○年 ○月 ○日	
利用料について 博物館資料の特別利用に当たっては、博物館資料1点につき2,000円(当該博物館資料を掲載利用する場合は、1点につき5,000円)の利用料が必要となります。 なお、利用料は別に定める基準により、減免となる場合があります。別紙「博物館資料特別利用減免対象利用一覧」をご参照ください。		

(注1) 「掲載利用」とは、資料の出版物への掲載又はテレビジョン放映等に利用する場合をいいます。

(注2) 博物館資料の特別利用は、鎌倉国宝館条例、同施行規則及び鎌倉国宝館博物館資料の特別利用に係る取扱基準を遵守することが許可条件となります。

利用開始日は、申請日から7営業日後としてください。
※出版物の場合は、編集期間を利用期間として記載してください。
※番組放送の場合は、放送日を記載してください。